

一般社団法人成田市サッカー協会慶弔規定

目的

第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の役員等の相互の親睦及び連絡を保つために慶弔に関して必要な事項を定める。

適用範囲

第2条

本規定の適用を受けるものは次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、理事会が必要と認める者

慶事の範囲及び基準

第3条

協会役員等が、日本サッカー協会表彰、千葉県サッカー協会表彰、自治体首長及びこれらに準じる栄誉を浴したときとする。

前項において、祝賀会を開催し、記念品を贈呈することができる。

弔事の範囲及び基準

第4条

- (1) 死亡弔慰

20,000円またはこれに相当する生花

- (2) 疾病見舞い

15日間を超える疾病の状況にあるとき 5,000円

- (3) 前各号のほか特に必要と認めるときは、理事会において協議し決定する他、緊急を要する場合は、会長により判断し、後日、理事会にて追認とする。

その他

第5条

本規定の適用を受けた者は、慣習による返礼を行わない。

規約の改正

第6条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

付則

1. 本規定は令和3年6月12日より施行する。